

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会 JWCS		
代表者	小原 秀雄	担当者	鈴木 希理恵
所在地	〒 105-0012 東京都港区芝大門 1-11-2 三條マンション 202 オフィス WOL 気付 TEL: 03-5425-6323 FAX: 同左 E-mail: info@jwcs.org		
設立の経緯 ／沿革	1980 年代終わりごろ「環境」がブームになる一方で、新しい概念や科学技術が野生生物の保全を阻害する方向に使われるようになってきた。これに対し、動物学・人間学の研究者として野生生物の真の保全を実現させる、実践の基礎となる理論を打ち立てる必要があると考え、各分野の研究者に参加を呼びかけて当研究会を発足させた。 1990 定期的に理論研究会を開催。 1993 生物多様性をテーマにシンポジウムを開催。 1994 ワシントン条約第 9 回締約国会議に初参加。会報 1 号発行。 1995 一般に会員を募集。 2001 NPO 法人になる。保全教育研究会発足。 2002 講座「ワイルドライフ カレッジ」開講。 2009 事務所を虎ノ門から芝大門に移転。		
団体の目的 ／事業概要	野生生物と人間が共存する世界の実現を目指し、保全の理論に基づいた活動を実践する。 ・ 理論研究会、保全教育研究会での研究活動 ・ 調査提言活動 ・ 普及啓発活動 ・ 国際会議参加 IUCN、SSN など国際 NGO 団体に加入		
活動・事業実績 (企業の場合は 環境に関する 実績を記入)	理論研究会 『野生生物保全事典－野生生物保全の基礎理論と項目』緑風出版 2008 年発行 保全教育研究会 『野生生物保全教育入門』少年写真新聞社 2006 年発行 調査提言 報告書『外国産野生動物ペットをめぐる諸問題と野生生物の保全』発行 2010 年 (平成 21 年度地球環境基金助成事業) 教育普及 講座「ワイルドライフ カレッジ」開催 イベントに出展 アフリカンフェスタ、エコプロダクツなど インターネットを通じた情報発信 (一部 平成 21 年度地球環境基金助成事業) 国際会議 ワシントン条約締約国会議に NGO としてオブザーバー参加		
ホームページ	http://www.jwcs.org		
設立年月	1990 年 4 月	* 認証年月日 (法人団体のみ)	2001 年 3 月 1 日
資本金/基本財産 (企業・財団)	円	活動事業費/ 売上高 (H20)	12,573,529 円
組 織	スタッフ/職員数 1 名 (内 専従 1 名) 個人会員 204 名 : 法人会員 1 名 : その他会員 (賛助会員等) 0 名		

政策のテーマ

行政機関の野生生物の専門性と連携を高める

- 政策の分野

 - ・自然環境の保全
 - ・

■政策の手段

 - ・制度整備及び改正
 - ・組織・活動

団体名：特定非営利活動法人

野生生物保全論研究会 JWCS

担当者名：鈴木希理恵

■キーワード	生物多様性	野生動物	ペット	ワシントン条約
--------	-------	------	-----	---------

① 政策の目的

- 外国産野生動物が原因となる複数の問題の解決と生物多様性の保全のため

 - ・行政機関の専門性と連携を高め、法執行の徹底と、地域に応じた対策を迅速に実施する
 - ・野生生物の保全について一般への普及から専門教育まで、教育を充実させる

② 背景および現状の問題点

外国産野生動物ペットに関して以下のような問題がある。

1. 生息国でペット取引を目的とした捕獲による絶滅の危機

2. 日本での外来生物問題、とくにペットの遺棄による外来生物の供給

3. ヒトと動物の共通感染症、体内微生物群の国内持ち込み

4. 適正な飼養ができない、動物愛護上の問題

5. 密輸と違法販売

これらの問題にかかわる行政機関は、税関は財務省、輸入は経済産業省、動物検疫は農林水産省、感染症予防は厚生労働省、外来生物・動物愛護・国際保護動物は環境省、犯罪取り締まりは警察庁、教育は文部科学省 に分かれている。環境省以外の省庁では、野生動物は業務のごく一部に過ぎない。

一方で生きた動物は、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類の合計で約70万個体、昆虫だけで7632万個体あまりが輸入されている（財務省貿易統計2008年）。そのため野生生物の専門的な知識が必要な現場では、十分な対応が難しい。

近年は、特定外来生物の輸入規制、感染症予防の点から哺乳類・鳥類の輸入規制が強まり、輸入は減少した。しかしこの規制の対象外の動物が問題として残っている。法規制の拡大が一番の対策ではあるが、同時に法執行の徹底も重要である。

さらにペット動物は、一般家庭での飼育者への教育普及も重要である。ペットの遺棄が外来生物問題を引き起こす、密輸と知らずに購入する、などの事例がある。密輸ペットから感染症が拡大する可能性もあるが、その危機意識は低いように思える。

また、規制をとまなう政策の実効性を高めるには、生物多様性の保全について社会の理解が深まることも必要である。

③ 政策の概要

野生生物を専門とする獣医師・研究者を関連する行政機関に常駐・増員する。

＜税関、動物検疫所、警視庁、都道府県警＞

常駐・増員。現場職員・警察官への定期的な研修。

問題が起きた時に動物園に問い合わせるといった対応ではなく、専門の立場で迅速に対応し、情報を一元化する担当者を設ける。また輸入動物の数に見合った職員数を配置し、法規制を徹底する。

＜自治体の野生動物担当課など＞

常駐・増員。市民の相談窓口の拡大。地域に応じた迅速な対策。

輸入動物の数に見合った職員数を配置し、法規制を徹底する。またペットの遺棄が原因の外来生物問題のほか野生生物に関する問題に対応するため、市民がアクセスしやすい相談窓口を増やす。

＜学校教育＞

カリキュラムに野生生物を加える。

学校飼育動物、ビオトープなどを通じた、獣医師、地域の研究者（自然保護団体や博物館など）との連携で授業内容を充実させる。

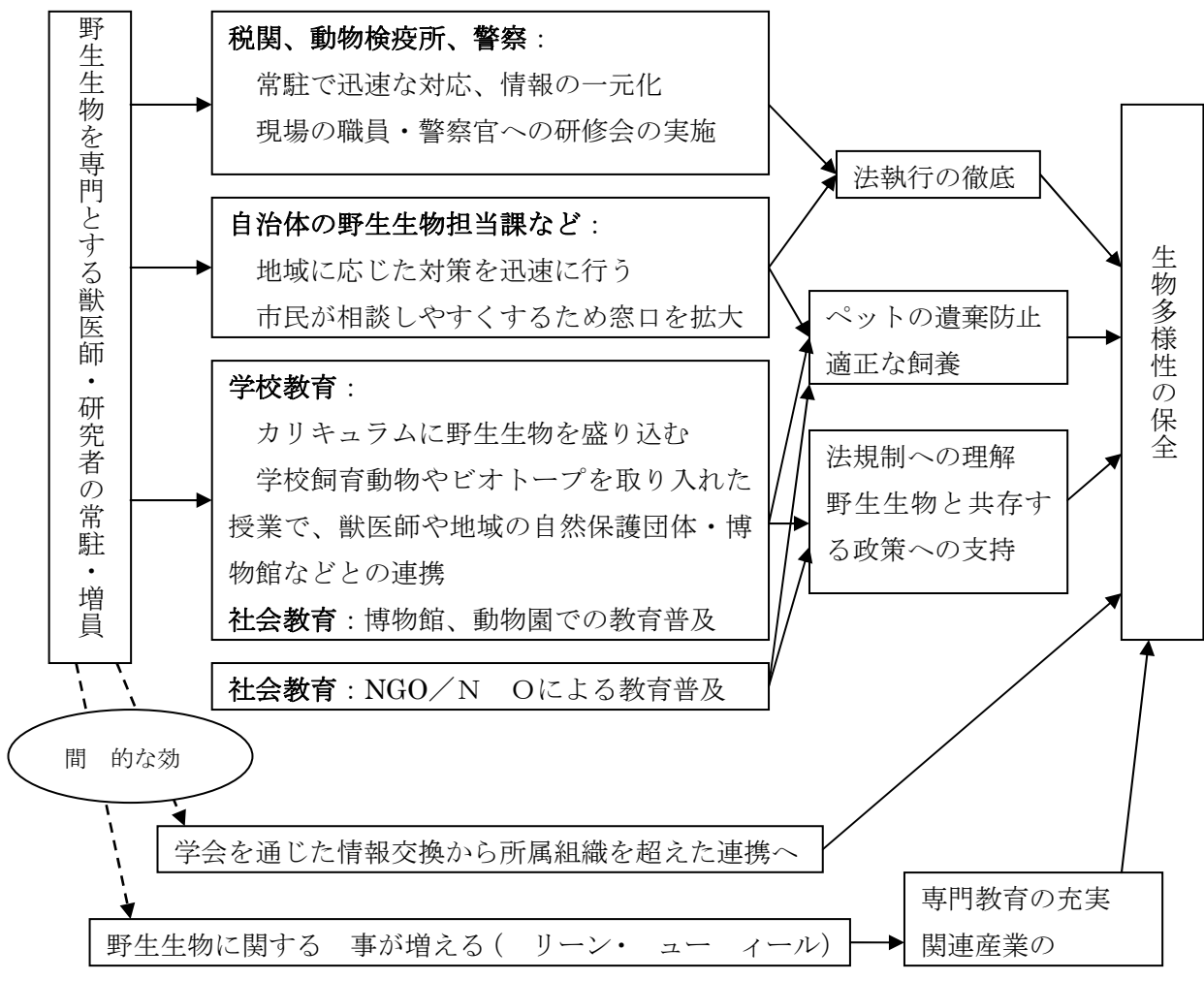
＜社会教育＞ 博物館、動物園などでの教育活動を充実させる。

＜所属機関を超えた連携＞

違法行為の傾向、感染症に関する最新の知見など分野を超えた情報を共有する場ができることが望ましいが、野生生物を専門とする担当者が配置されることで、学会が情報交換の場になることが期待できる。

＜雇用の拡大＞ 生物多様性の保全を目的とした財政支出による雇用と関連産業の雇用拡大。

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）



⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

国：環境省 税関（財務省）、動物検疫所（農林水産省）、警察庁、文部科学省、国立大学
自治体：野生生物担当課 鳥獣保護センター・自然保護センターなど
自治体 営の動物園・博物館、小 高校
民間： NPO／N O 立大学 学会

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

法執行の徹底

- ・例として、合法輸入の動物（鳥のヒ など見分けが 難で輸入数が多いもの）にまぎれて輸入止の動物が輸入される 口の防止など、対象動物の数に対する担当者 足の解 。
- ・ ペットショップやインター ットで販売されている動物が違法か合法かを する生物学的知識の普及。
- ・ ペットや野生動物のことで市民が相談できる 的な窓口が 近にあれ 、知らずに違法行為をすることを防止できる。また地域に応じた対応ができる。

ペットの遺棄防止、適正な飼養

ペット飼育に関する知識の一般への普及により、 易な飼育や遺棄を防 。

法規制への理解

野生生物との付き合い方や生物多様性の保全に対しての意識は高いとはいえないので、教育によって法規制の理 を普及し、法執行を徹底させる。

野生生物と共生するための政策への理解

規制をとともう政策が支持されるためには、その政策が 来の地 環境を決めることにつながっていると理解する必要がある。 期的に見て教育は効 が期待される。

情報交換と連携

外来生物問題、感染症、 の絶滅、取引規制、違法取引など分野を超えた情報を、野生生物にかかわる担当者が共有し、迅速な対策に 立てる

野生生物に関する雇用の 出

野生生物は社会と深くかかわっているにもかかわらず、行政担当者は多くはない。ここに 的に雇用を増やすことで、教育機関をはじめ関連する産業への雇用効 も期待できる。

⑦ その他・特記事項

当会では報 外国産野生動物をめ る 問題と野生生物の保全 を発行した（2010年3月21年 地 環境基 助 事業）。この報 に基 き提言した。